

知的財産戦略本部
検証・評価・企画委員会（第3回）

インターネット上の海賊版対策に係る 現状と論点等整理

平成30年2月16日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策

【知財計画2017における対応の方向性】

侵害コンテンツは急速かつ世界的に、そして複雑かつ巧妙に拡散することから、権利行使などの直接対策に加え、広告出稿抑止やリーチサイト対策などの周辺対策について、実施に向けた検討を含めた取組の一層の強化が必要。

➤ インターネット上の海賊版対策

- インターネット上の海賊版対策については、オンライン広告対策の民間における検討体制の運用について支援するとともに、リーチサイト対策、サイトブロッキングに係る課題の検討など、全体的な取組について関係府省が連携しつつ、引き続き検討を行う。
(短期・中期) (内閣府、関係府省)

➤ リーチサイト対策

- リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ、法制面での対応を含め、具体的な課題の検討を加速化させる。(短期・中期) (文部科学省)

➤ オンライン広告への対応

- オンライン広告対策については、民間の検討体制の運用に対する支援など、具体的な対応を進める。(短期・中期) (経済産業省)

➤ その他

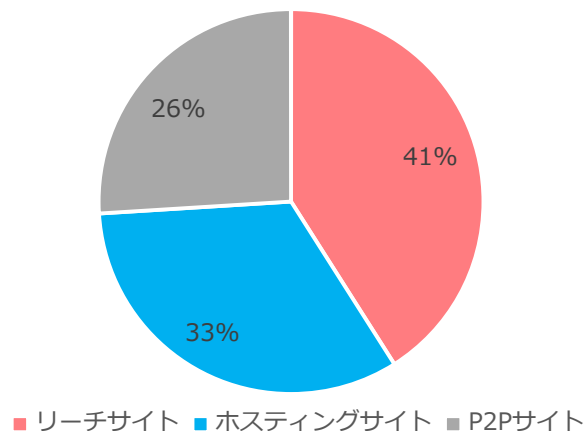
- フリマアプリなどのプラットフォーマー、インターネットサービスプロバイダ (ISP) や各権利者等との連携を深めるとともに、民間の取組を支援することにより、インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策の実効性を高める。(短期・中期) (経済産業省、総務省)

我が国等における著作権侵害サイトの状況

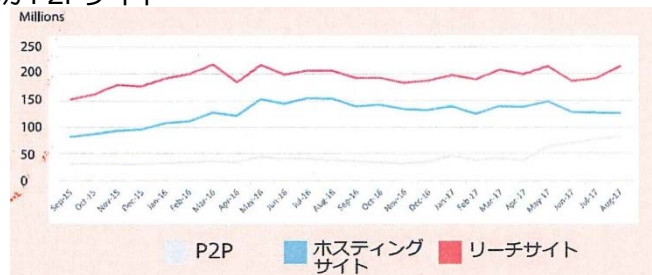
我が国における侵害サイト*の状況

* 映画やアニメ等の映像コンテンツに係る違法配信サイトを中心に、マンガや音楽に係るものも含む

【我が国における侵害サイトアクセス状況】
(2017年上半期)



- インターネット利用者の4人に1人（24%、月平均）が侵害サイト・アプリヘデスクトップからアクセス
- ユニークユーザー数は、1,520万人（月平均）
- アクセス先の内訳は、41%がリーチサイト、33%がホスティングサイト、26%がP2Pサイト

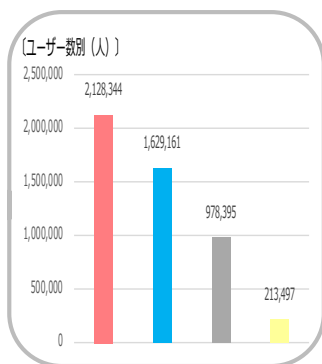
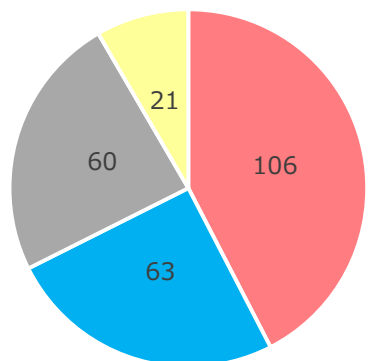


- 日本における侵害サイトの閲覧数は、正規版サイトの2.46倍

出典：第7回MPAセミナー資料「日本における海賊行為の全体的状況」（2017年10月）

豪州における侵害サイトの状況

【豪州における侵害サイトTOP250の内訳（サイト数別）】
(2016年10月-2017年3月)

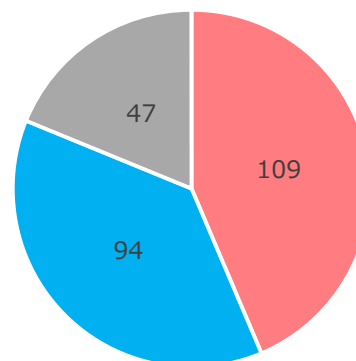


■ リーチサイト ■ ホスティングサイト ■ P2Pサイト ■ その他

出典：INCOPRO「SITE BLOCKING EFFICACY AUSTRALIA」（2017年5月）

英国における侵害サイトの状況

【英国における侵害サイトTOP250の内訳（サイト数別）】
(2015年2月)



■ リーチサイト ■ ホスティングサイト ■ P2Pサイト

出典：INCOPRO「サイトブロッキングの効果に関する調査 英国編」（2015年5月）

インターネット上の海賊版（侵害コンテンツ）対策

配信側に対する対策

- 資金源遮断（オンライン広告出稿抑止）
- 運営者等への削除要請
- 侵害コンテンツ共有サイトのドメイン閉鎖
- その他（海外政府等への働き掛け（協力要請）、技術的保護手段の研究、当局による取締り等）



サイトブロッキング

ドメイン閉鎖

アクセス

リーチサイト対策

【ユーザー】

【リーチサイト】

【侵害コンテンツ共有サイト (xxx.com)】

【サーバー】

広告出稿抑止

本日の広告

アクセス

リンク

<https://www.xxx.com/yyy1>

意識啓発・キャンペーン

視聴側に対する対策

- リーチサイト対策
- サイトブロッキング
- 国民への啓発活動
- その他（インターネット検索サービスにおける検索結果表示抑止、ブラウザ及びセキュリティソフト開発会社におけるフィルタリング、正規版流通促進、当局による取締り等）

削除要請

C国 【サイト運営者】

運営

（侵害コンテンツ掲載）

インターネット上の海賊版対策に係る論点

対策を強化すべき対象サイトの明確化

- 侵害コンテンツによる全体的な被害実態の把握
- 対象とすべきサイトの侵害態様、被害実態の把握
- 対象とすべきサイトへの対策強化に対する国民等のコンセンサス

現状採りうる手段と その効果の検証

- 対象サイトに対して、現状いかなる手段を講じているか、また、その効果はどうか

視聴側に対する対策

- 国民への啓発活動
- インターネット検索結果表示抑止
- フィルタリング
- 正規版流通促進等

配信側に対する対策

- オンライン広告出稿抑止
- 運営者等への削除要請
- ドメイン閉鎖
- 海外政府等への働き掛け
- 当局による取締り等

リーチサイト対策の 課題

- 対応すべき悪質な行為の範囲

- ① 誰のどの行為か
- ② サイトの特性により区別すべきか
- ③ リンク先の侵害コンテンツがどのようなものである場合か
- ④ どのようなリンク情報が提供される場合か
- ⑤ どのような主観を有する場合か

- 現行法における対応の可能性
- 具体的な対応策について（新たな法制度の必要性の検討）

サイトブロッキング 導入可能性の検討

- 対象サイトへの対策として、代替手段がなく、かつ、適切な手段といえるか
- 財産権侵害の特性を考慮した運用体制の在り方
〔人格権侵害との差異（判断主体、費用負担）〕
- どのような制度上の対応が考えられるか

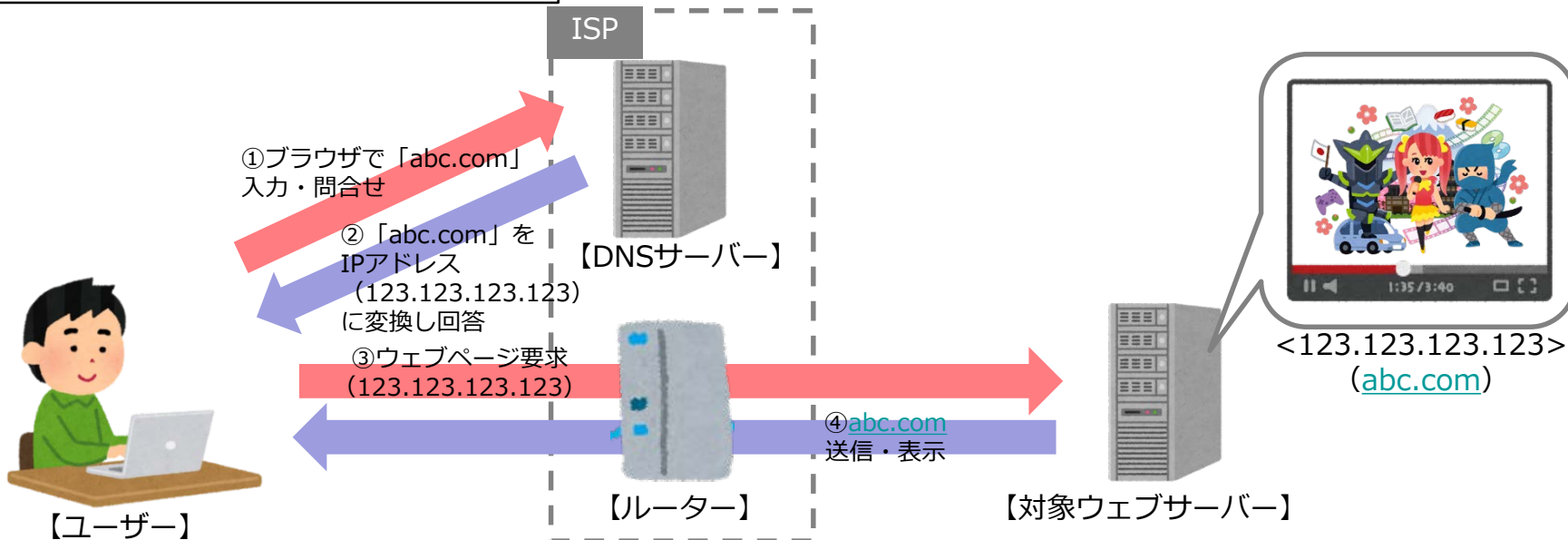
〔諸外国においては、42カ国において導入され、著作権法等の規定に基づき、行政命令、または、裁判所命令により運用している（但し、今後、詳細な運用状況の把握が必要）〕

※ なお、次世代知財システム検討委員会報告書（平成28年4月）において、ネットの基本理念と相容れない点、表現の自由との関係、無効化される術があるという実効性の限界のほか、運用体制、名誉棄損・プライバシー侵害など他の法益侵害とのバランスなどが課題として指摘されている。

(参考) サイトブロッキングの概要

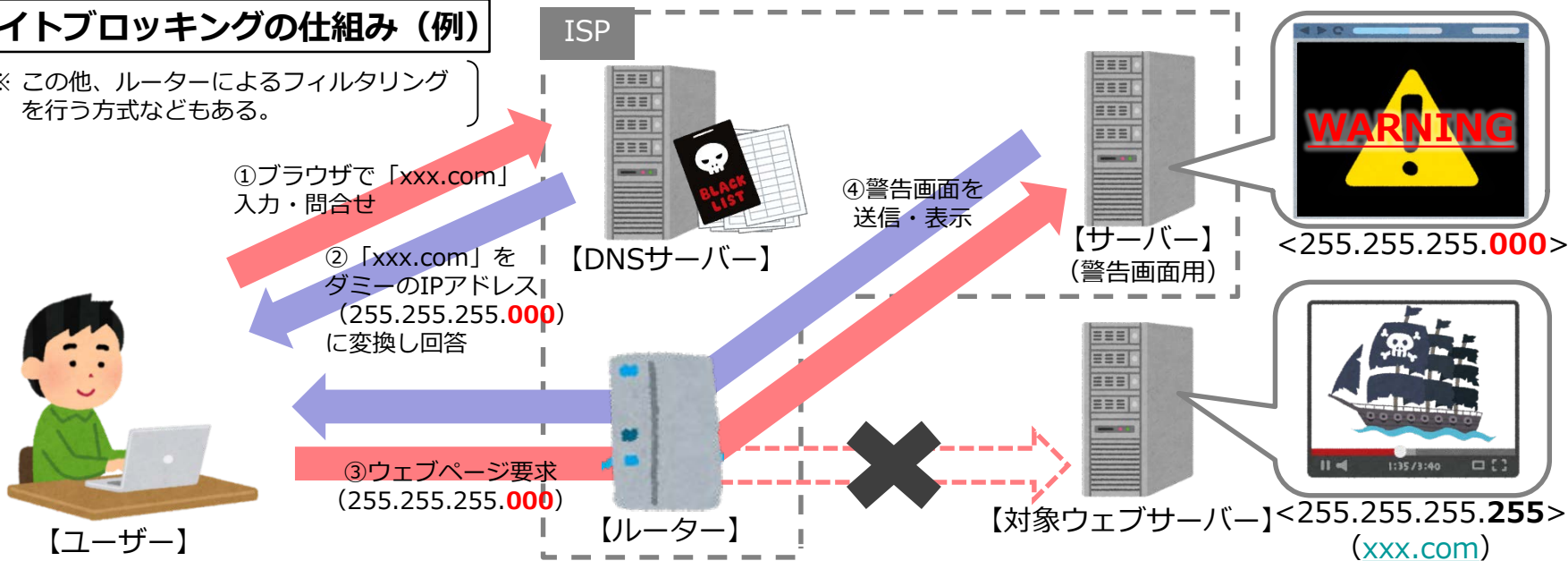
サイトブロッキングとは…インターネット利用者がインターネット上のサイトやコンテンツにアクセスしようとする際、インターネットサービスプロバイダ (ISP) 等が閲覧を強制的に遮断する措置。

インターネットの流れ (非ブロック時)



サイトブロッキングの仕組み (例)

※ この他、ルーターによるフィルタリングを行う方式などもある。



(参考) 諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

導入国

- 2017年9月現在、世界42カ国で導入されている。

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ロシア、メキシコ、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、イスラエル、オーストラリア等



主な運用状況

イギリス

- 根拠法 イギリス著作権法 第97条のA

EU情報社会指令第8条第3項を反映したもの。EUにおいては、同様に対応している国が多い。

[サービス提供者に対する差止命令]

高等裁判所（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実に知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。

⇒ 162の著作権侵害サイトを遮断。

ドイツ

- 根拠法なし

2015年にドイツ連邦最高裁（BGH）において、ドイツ民法823条、1004条に基づく間接侵害（stöörerhaftung）の概念を適用し、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性を認容。

⇒ この解釈により、サイトブロッキングの可能性が肯定された。（現時点で適用事例なし）

オーストラリア

- 根拠法 オーストラリア著作権法 第115A条

[オーストラリア以外のオンライン・ロケーションへのアクセスを提供するサービス提供者に対する差止命令]

差止命令は、サービス提供者が、そのオンライン・ロケーションに対するアクセスを無効にし、適切な措置をとるよう要求するものである。

⇒ 12の著作権侵害サイトを遮断。

1	オーストラリア	著作権法	12	22	英国	著作権、意匠及び特許法	162
2	オーストラリア	著作権法	19	23	ブルガリア	著作権及び関連権利に関する法	
3	ベルギー	経済法典	15	24	クロアチア	著作権及び関連権利法	
4	デンマーク	著作権法	63	25	キプロス	著作権法	
5	フィンランド	著作権法	2	26	チェコ共和国	著作権法	
6	フランス	知的財産法典	23	27	エストニア	著作権法、義務法	
7	ギリシャ	著作権、関連する権利及び文化的事項に関する法	2	28	ドイツ	民法	
8	アイスランド	著作権法	2	29	ハンガリー	著作権法	
9	インド	民事手続法	数百	30	ラトビア	著作権法	
10	インドネシア	著作権法	215	31	リトアニア	著作権及び関連権利に関する法	
11	アイルランド	著作権及び関連権利法	5	32	ルクセンブルク	著作権、関連権利及びデータベース法	
12	イスラエル	裁判所法	2	33	マルタ	知的財産権の執行（規則）法	
13	イタリア	著作権法、AGCOM規則、刑法	716	34	オランダ	著作権法、隣接権法	
14	韓国	韓国通信委員会設立・運営法、情報及び通信ネットワーク利用促進及び情報保護法	403	35	スロバキア	著作権法	
15	マレーシア	通信及びマルチメディア法	59	36	スロベニア	著作権及び関連権利法	
16	ノルウェー	著作権法	15	37	スウェーデン	文学的及び芸術的著作物に係る著作権に関する法	2
17	ポルトガル	著作権及び関連権利法	864	38	タイ	コンピュータ犯罪法	
18	ルーマニア	電子通信に関する法		39	アルゼンチン	著作権法	1
19	ロシア	民法、インターネット法	160	40	メキシコ	著作権法	1
20	シンガポール	著作権法	1	41	リヒテンシュタイン	違法コンテンツ排除のための差止命令による救済を認める法	
21	スペイン	著作権法	27	42	ポーランド	EU情報社会指令第8条第3項	

アメリカについては、サイトブロッキングは導入されていないが、IP推進法の下で、ドメインの没収差押えを行う形で対処。

…EU加盟国

…ブロッキング実績（数字はサイト数）

※上表記載の法律名等は根拠法令

(参考) 児童ポルノにおける削除及びサイトブロッキングの枠組み

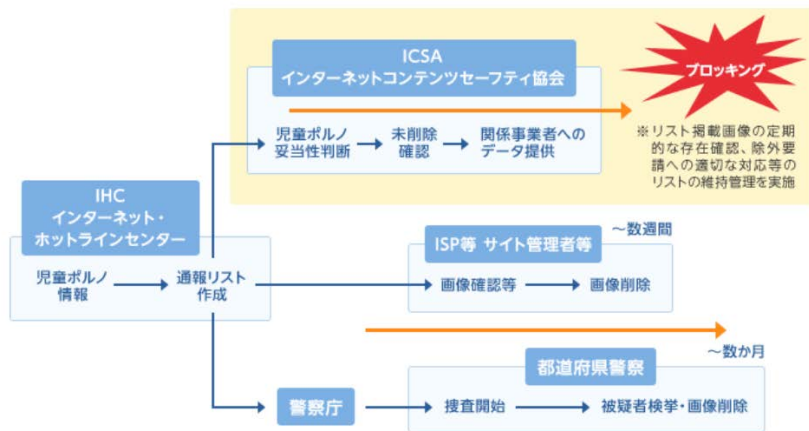
①児童ポルノ情報に対する削除要請

- ◆ 警察庁の委託団体であるIHC(インターネット・ホットラインセンター)が、インターネット利用者等から通報を受けた違法情報等(児童ポルノや違法薬物広告など)について、警察への情報提供やサイト管理者への削除依頼等を実施

②児童ポルノ情報に対するアクセス遮断等

- ◆ 上記のサイト管理者等への対応依頼では削除されない児童ポルノ情報について、民間団体であるICSA(インターネットコンテンツセーフティ協会)が、ISP、検索事業者、フィルタリング事業者等に通知してアクセス遮断(ブロッキング)等を実施
- ◆ ブロッキングの対象となるサイトについては、IHCや警察庁から提供を受けた情報を元にICSAが所定の基準に則って検討・リスト化。基本的な判断基準として、サイト開設目的、児童ポルノ画像の数量、発信者の同一性(一つのドメイン内に複数のサイトがある場合)、他の実効的な代替手段の有無、を採用

インターネット上の児童ポルノ流通対策全体イメージ



(出典) ICSEAホームページ

児童ポルノブロッキング対象ドメインの判定基準

1. (サイト開設の目的)

当該ドメインに含まれるサイトの相当部分の開設目的の全部又は一部が、児童ポルノの画像等をそれと知りながらインターネット上で流通させることにあると認められること。

2. (児童ポルノ画像の数量)

当該ドメインに含まれるサイトの中に、

- (ア) 児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等が存在するか、
- (イ) 児童の権利等を著しく侵害する画像等が相当数存在するか、
- (ウ) 児童の権利等を著しく侵害する画像等が相当の割合で存在するか、のいずれかであること。

3. (発信者の同一性)

- (ア) 当該ドメイン内に複数のサイトがある場合には、各サイトの管理者が同一であること。
- (イ) (ア)にいう管理者以外の第三者が、当該ドメイン内に設置された電子掲示板等において情報を発信している場合には、
 - (i) 当該情報に2の対象となる児童ポルノの画像等が含まれており、かつ、サイト管理者を当該画像等の実質的な発信者であるとみなしうるような特段の事情が存在すること。
 - (ii) また、当該情報に児童ポルノ以外の情報が含まれる場合には、当該情報の発信者の多くが、児童ポルノの流通が当該サイトの開設目的であることを認識・認容しながら、当該情報を発信したものと認められること。

4. (他の実効的な代替手段の不存在)

当該ドメインをDNSブロッキングの対象とすることが、1ないし3及びその他の諸般の事情を総合的に考慮した上で、やむを得ないと認められること。

(参考) 児童ポルノのサイトブロッキング導入に係る政府内検討体制

総合セキュリティ対策会議（警察庁サイバー対策課）

- 平成13年度以降、毎年開催。
- 構成員は、委員のほか、オブザーバーに内閣府、総務省、法務省、経済産業省、文部科学省。
- 平成16年度に、インターネットの一般利用者の保護及び知的財産権侵害に関する官民連携の在り方について、平成17年度に、インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方について、平成19年度に、Winny等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題とその対応策について、平成20年度に、インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策について、などを議論。

インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会（総務省消費者行政課）

- 平成19年11月～平成21年1月。
- 構成員は、委員のほか、オブザーバーに内閣官房IT室、内閣府政策統括官（共生社会担当）、警察庁情報技術犯罪対策課、経済産業省情報経済課、文部科学省青少年課。
- 最終とりまとめに、児童ポルノに係るブロッキングについて関係者間で協力すべき旨を記載。

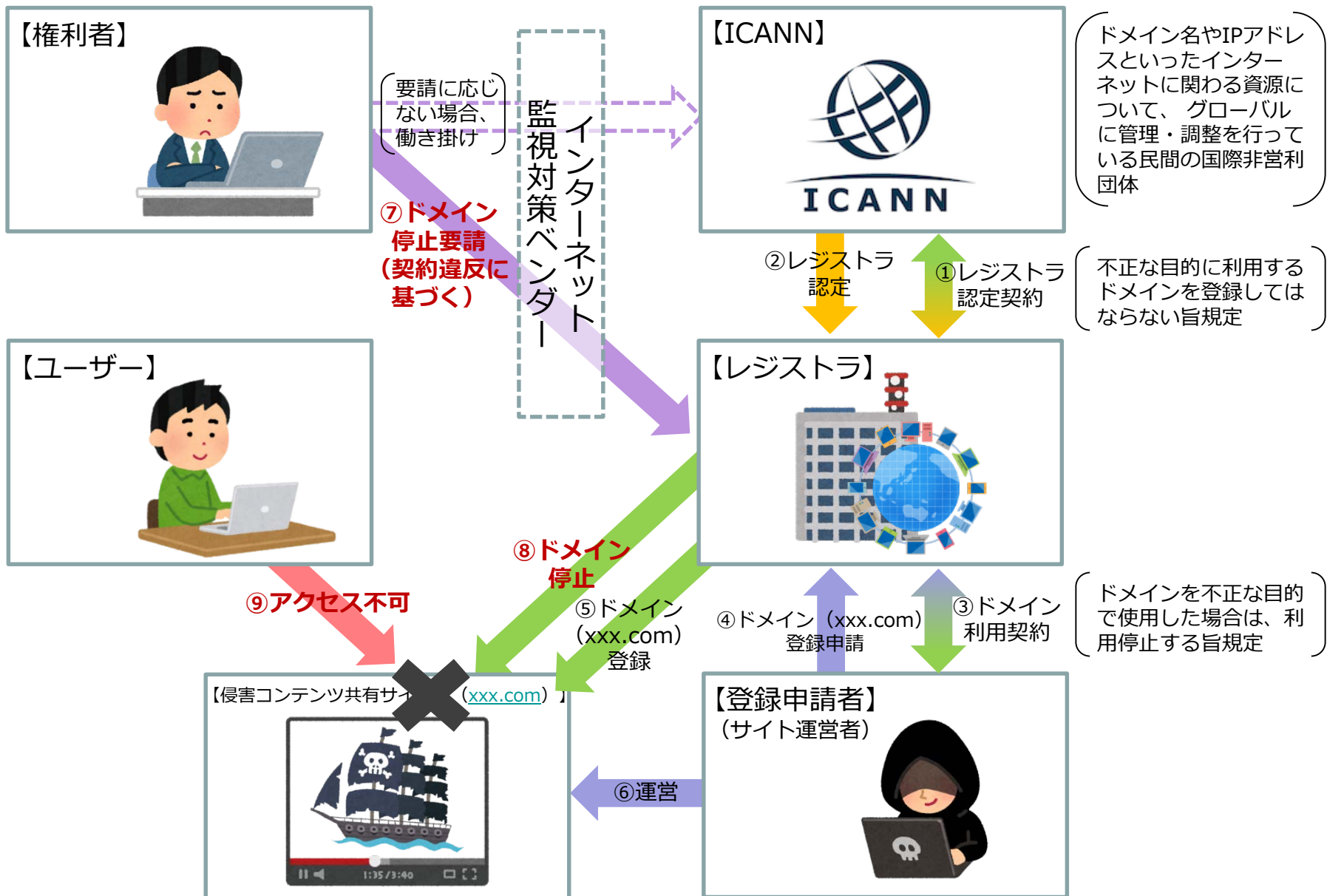
利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会（総務省消費者行政課）

- 平成22年5月の第6回会合で児童ポルノサイトのブロッキングについて議論。
- 構成員は、委員のほか、総合通信基盤局長、電気通信事業部長、消費者行政課長等が出席。オブザーバーに消費者庁個人情報保護推進室長。
- ここで、一定の要件下でブロッキングが許容されると整理。
- 但し、座長からは、「ブロッキングは、通信の秘密や表現の自由への影響が極めて大きいことや、技術的にはあらゆるコンテンツの閲覧を利用者の意思にかかわらず一律防止可能とするものであり、ブロッキングが児童ポルノ以外の違法・有害情報に決して濫用されないようにすべき」との見解も示されている。

犯罪対策閣僚会議

- 内閣総理大臣が主宰し、全閣僚で構成。
- 第15回会合（平成22年7月27日開催）において、児童ポルノ排除総合対策が決定。ブロッキングの導入に向けた諸対策の推進を記載。

(参考) ドメイン閉鎖について



(参考) 侵害コンテンツに係る政府広報の実施 (2017年12月配信)

あしたの暮らしをわかりやすく
政府広報オンライン

平成29年12月26日

「侵害コンテンツ」は許さない！ マンガやアニメ、映画や音楽、ゲームなど、 コンテンツの将来を守るために！

「無料でこんなに楽しめるの!？」マンガやアニメ、音楽、映画、ゲームなどのコンテンツをインターネット上で手軽に視聴、利用できるウェブサイトがあります。でもちょっと待って！中には著作権等に無断でコンテンツを配信して違法に収益をあげるウェブサイトも。こうした「侵害コンテンツ」による被害の実態やコンテンツの将来を守るために私たちがすべきことをご紹介します。



インデックス

1. 侵害コンテンツによる被害とは？
2. 侵害コンテンツはなぜ悪いのか？
3. 侵害コンテンツを利用しないために

目次

- 音楽・映像の配信サイトは「エロマーク」を目安に

2. 侵害コンテンツはなぜ悪いのか？

侵害コンテンツの配信は犯罪。クリエイターに利益が還元されず新たな創作を阻害します

侵害コンテンツの何が問題なのか、具体的にみてみましょう。

前述のとおり、侵害コンテンツは、権利を持つ制作者側に降りなくコンテンツを利用し、広告収入や利用料を得るなどしますが、それが制作者側に還元されることはありません。

加えて、侵害コンテンツは正規コンテンツのビジネスを邪魔するおそれがあります。

正規コンテンツのウェブサイトは、会費制にしたり、部分的に有料にしたりするなど、収入につながる様々な仕組みを設けています。それが制作者側に還元され、新たなコンテンツの創作につながります。しかし、侵害コンテンツは、大半が全編無料で視聴・利用できるようになっており、事情を知らない利用者には、正規コンテンツよりも魅力的に見える可能性があります。

侵害コンテンツは、正規コンテンツの利用者を奪い、制作者側の利益還元の流れを妨げます。制作側が十分な報酬や次の創作にける費用を得られなくなれば、私たちが楽しませてくれる良質なコンテンツは生まれなくなってしまいます。

それは利用者であり、クリエイターという立場にもなり得る私たちにとって、望ましいことではないでしょう。

また、法律的にも、制作者側に無断でコンテンツを配信することは違法であり、刑事罰の対象になります。そして、侵害コンテンツである音楽や映像のダウンロードも刑事罰の対象になっています。

1. 侵害コンテンツによる被害とは？

著作権者に無断でコンテンツを違法に配信、国内で大きな被害が

近年、マンガやアニメ、音楽、映画、ゲームなどのコンテンツを、インターネットを通じて提供するサービスが増えています。パソコンやスマホ、タブレットなどで手軽に楽しめることから、利用が広がっています。

その大半のサービス事業者は、コンテンツの制作者や権利者（以下「制作者側」とします）の許可を得て、対価を支払ったうえで、コンテンツを配信しています。サービスの利用者が増えれば、制作者側も、次の作品の制作費用などを得ることができます。

一方、制作者側に断りなく、そのコンテンツを動画共有サイトや自分のウェブサイトなどに配信する例もあります。そうしたサイトは様々な広告を掲載して広告料による利益を得たりしていますが、それが制作者側に還元されることはありません。制作者側に無断で、インターネット上で配信しているコンテンツは、制作者側の権利（著作権）を侵害するものであり、「侵害コンテンツ」と呼ばれます。

侵害コンテンツは、国内で大きな被害をもたらしています。経済産業省の調査（※1）によると、国内でのマンガ、アニメの総売上は、約2000億円。また、巻の調査では、ゲームの総売上について、6年間で約9000億円にのぼるといふもの（※2）もあります。これは、マンガやアニメ、映画、音楽、ゲームなどのコンテンツ産業にとって、たいへん大きな打撃です。



3. 侵害コンテンツを利用しないために

社名や誌名などを目安に正規の配信サイトを選びましょう！

制作者側の利益を守り、これからも私たちが良質なコンテンツを楽しめるようにするためには、私たち一人一人が、侵害コンテンツを利用しないようにすることが重要です。

インターネット上のコンテンツを視聴・利用する際は、ぜひ、次のようなことに注意してください。

◆正規コンテンツ配信サイトを利用する

インターネット上のコンテンツを視聴・利用するときには、正規コンテンツを配信しているウェブサイトを利用しましょう。

正規サイトは、サイト内に配信する事業者名が明記されています。有名な出版社やマンガ雑誌、ゲームメーカーの社名などが掲げられていることもあります。利用者の感想や意見を受け付けるページが設けられていることもあります。また、単行本やキャラクターグッズなど、関連コンテンツに関連した商品の宣伝が掲げられていることもあります。

正規コンテンツの利用が、クリエイターの創作活動を支援し、結果としてさらに充実したコンテンツが楽しめる将来へとつながることを意識しましょう。

◆侵害コンテンツ配信サイトに注意する

一方、侵害コンテンツを配信するウェブサイトは、事業者の名前や連絡先が曖昧だったり、意見募集ページがなかったりします。また、関連商品の宣伝もないのが普通です。自ら「著作権は侵害してない」とうたっていても、実際には侵害コンテンツが掲載されている可能性があるため、注意が必要です。

侵害コンテンツの視聴・利用は、侵害者（犯罪者）への資金提供につながっていることを忘れてはいけません。

侵害コンテンツを配信するウェブサイトには、一般的に次のような特徴がありますので、注意してください。